

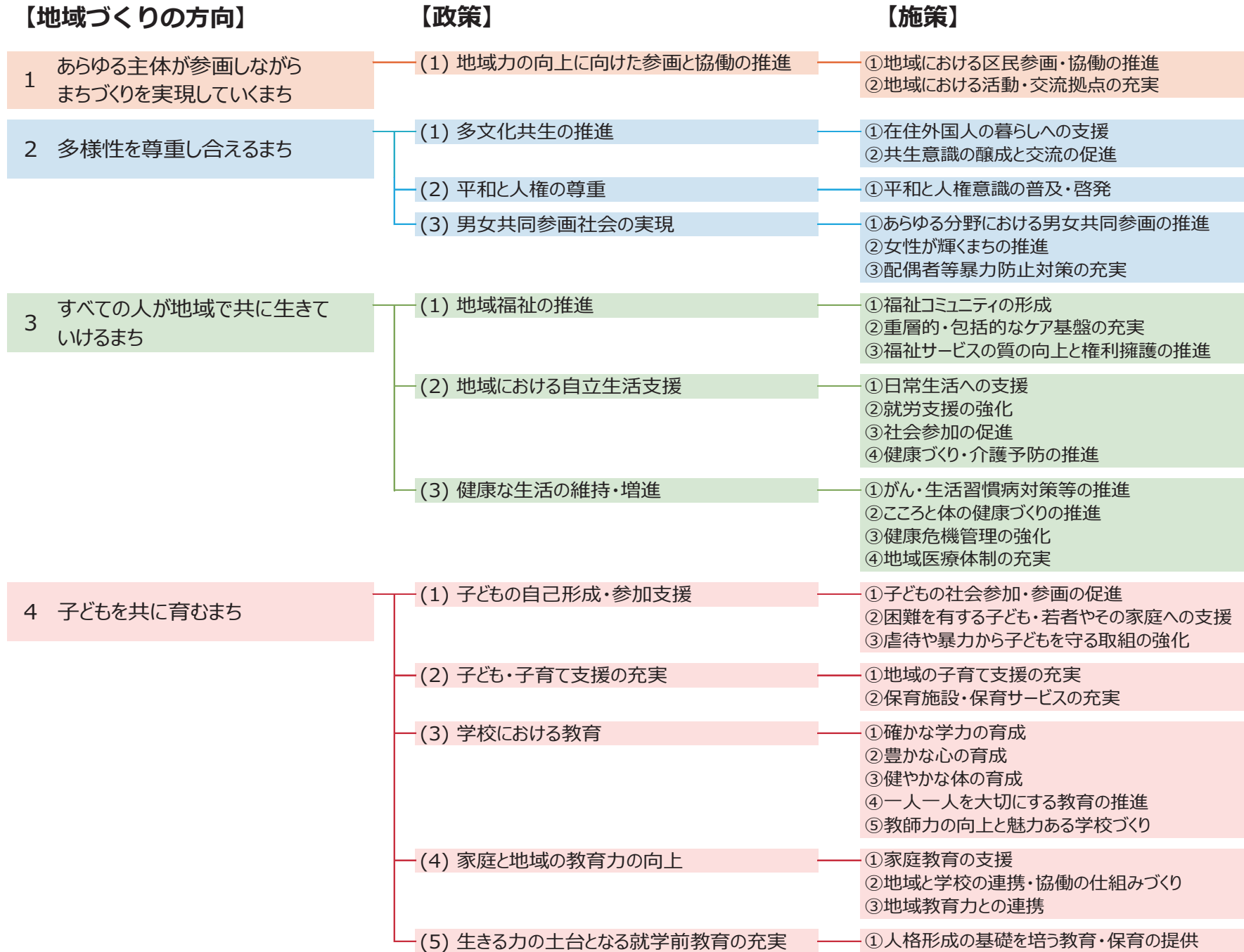
第 1 章

計画の姿

第 2 編

各論

1 施策の体系





2 施策の重点化

(1) 「重点施策」の選定

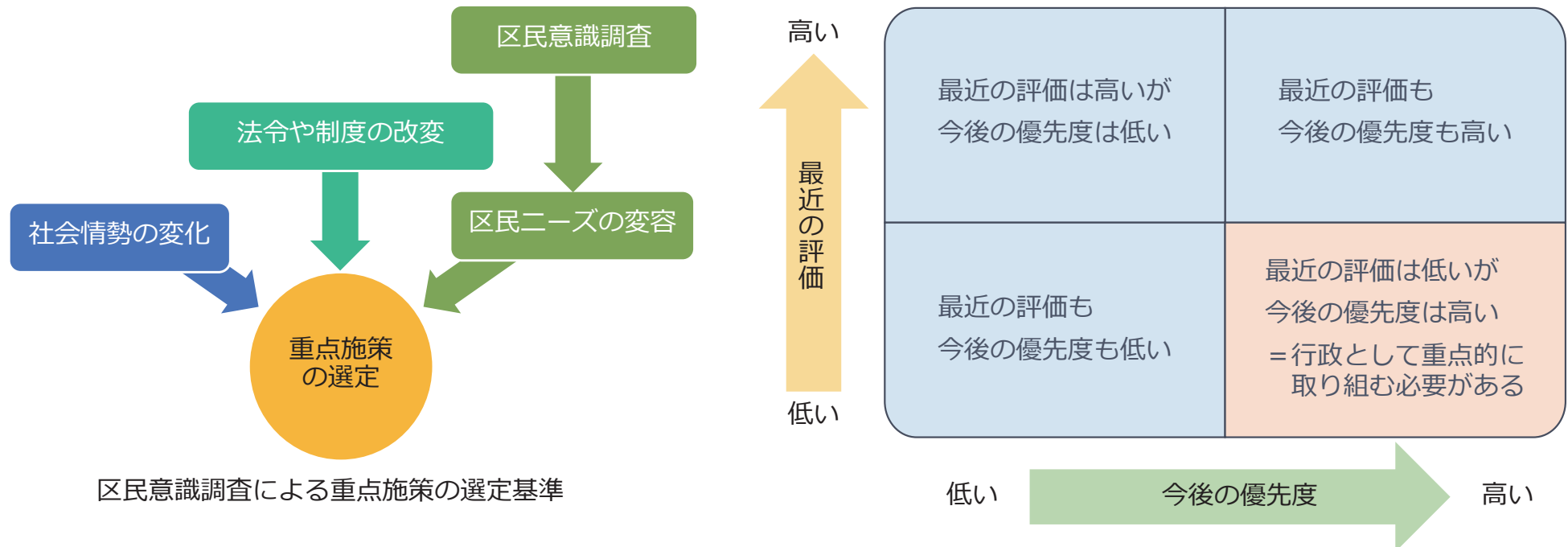
区民ニーズを踏まえながら、財源や人的資源を効果的・効率的に活用する仕組みとして「重点施策」の選定を行っています。

選定は「施策」レベルで行い、「施策」が複数紐づく「政策」ごとに一つの重点施策を選定し、全68の施策のうち、22の施策を「重点施策」としています。

(2) 重点施策選定の考え方

区民意識調査等における地域環境の満足度や今後の優先度等を踏まえるとともに、社会状況の変化や改革の必要性なども含め、総合的な観点から選定しました。

なお、重点施策の選定は、新たな区民ニーズや社会状況の変化に対応するため、必要に応じて確認と見直しを行います。



3 | 計画事業の位置づけ

(1) 計画事業について

基本計画では豊島区の将来像を実現するために、8つの「地域づくりの方向」を基に、その下に24の「政策」を、さらにその下に68の「施策」を位置付け、体系化しています。そして、施策ごとに目標を定め、目標に向かって効果的な取組が進んでいるか確認するための指標を設定し、進行管理をしていきます。

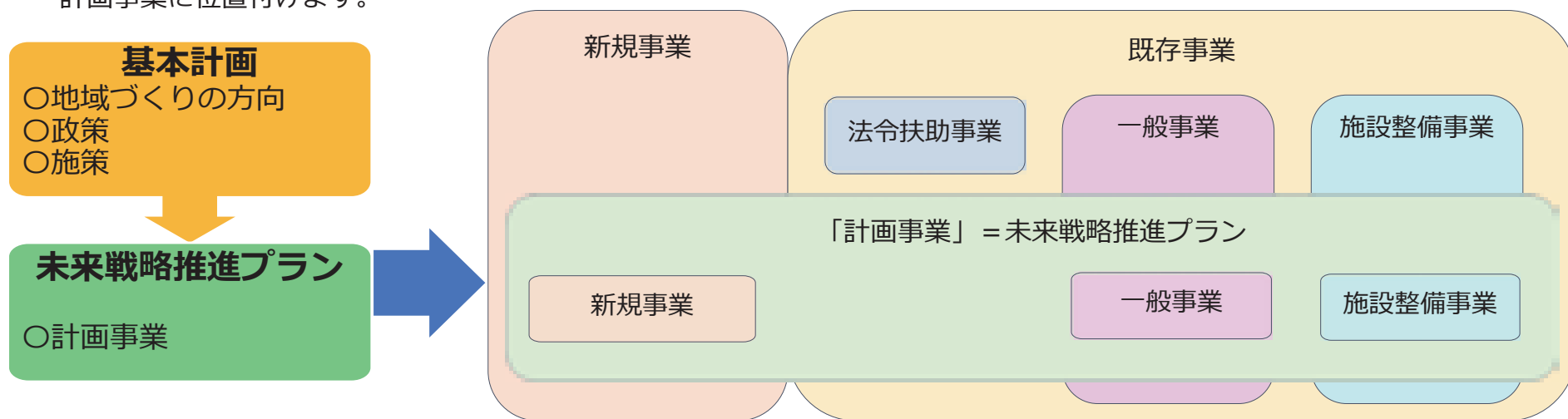
施策ごとの目標を達成するための具体的な事業については、実施計画にあたる「未来戦略推進プラン」に位置付け、基本計画の「施策」と関連付けを行うことにより、基本計画と一体的に進行管理を行っていきます。

しかし、区が実施する事業は多く、すべての事業について事業量を示しながら管理することは困難です。そこで、特に進行状況を管理する事業を「計画事業」として選定します。

(2) 計画事業選定の考え方

計画事業の選定は、以下の考え方に基づいて行います。

- (ア) 「施策」の実現に関連性の深い事業（具体的には①指標への貢献度が高い事業、②施策を構成する代表的な事業）を計画事業として選定します。
- (イ) 既存事業を、投資的な性格を持つ「施設整備事業」、法令扶助事業、「一般事業」に分け、法令扶助事業については、法令等により義務づけられるものであるため、選定対象から除外します。
- (ウ) 政策・施策の目的を達成するため、計画期間中に新しい事業の展開が必要とされる事業は、「新規事業」として、計画事業に位置付けます。





第2章

8つの地域づくりの方向



地域づくりの方向 ①

あらゆる主体が参画しながら まちづくりを実現していくまち

..... 地域づくりの方向の概要

- 地域課題の解決に向けて、公民による協働や地域団体の相互連携を推進していきます。
- 地域の担い手として、多様な人々・団体の積極的な活動を支援し、地域活動を活性化していきます。
- 地域区民ひろばや地域活動交流センターなど地域活動の拠点において、様々な地域団体の活動や団体間の連携及び交流が活発に展開されるよう支援していきます。



地域力の向上に向けた
参画と協働の推進



政策の概要

- 町会や商店街など多様な主体との連携・協働により地域課題の解決に取り組むとともに、地域団体の活動や団体相互のネットワーク構築の支援を強化していきます。
- 区政連絡会のさらなる充実やオンラインの活用など時代の流れを踏まえた新たな手法の導入により、区民参画の場や機会を充実していきます。
- 地域コミュニティの活動拠点である地域区民ひろばの機能の強化・充実を図るとともに、SDGsの拠点と位置づけ、SDGs関連事業及び様々な地域活動を展開していきます。
- 地域活動拠点の機能の拡充や利便性の向上を図ることにより、地域団体の活動の持続・発展を支援していきます。

政策と施策の構成

1-1 地域力の向上に向けた参画と協働の推進

1-1-1 地域における区民参画・協働の推進

1-1-2 地域における活動・交流拠点の充実【重点施策】

施策1-1-1 地域における区民参画・協働の推進

目指すべきまちの姿

SDGsを踏まえた2030年に実現するまちの姿



- 公民による協働や地域団体の相互連携が進み、地域課題の解決に向けて共に協力しあうまち。
- 時代や社会環境の変化に対応し、活発な地域活動が展開されるとともに、多様な人々・団体が地域の担い手として積極的に活動しているまち。

取組方針

地域団体等との協働及び相互連携の推進

社会情勢の変化やライフスタイルの多様化などに伴い、新たな地域課題が生じています。課題の解決のためには、町会や商店街などの多様な主体との「オールとしま」による連携・協働の促進が必要です。

区民参画の機会を充実し、協働による地域課題の解決に取り組むとともに、地域団体等の活動や団体相互のネットワーク構築への支援を強化していきます。

〔主な事業〕 協働推進プロジェクト事業

区政連絡会の充実

区政連絡会は町会との区政情報の共有や意見交換などの重要な役割を果たしています。今後は、さらなる区民参画の場としての役割の強化や時代の流れを踏まえた開催手法の導入などが求められています。

区政連絡会において、地域課題の解決に向けた課題別の勉強会を実施するとともに、より機能的な活動を促進するためオンラインによる開催などの新たな取組を推進します。

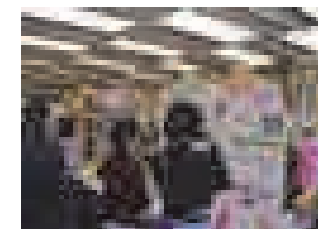
〔主な事業〕 区政連絡会運営事業

町会活動の活性化の推進

少子高齢化の進行や価値観の多様化などにより、地域の支え合いが希薄化し、町会の加入率低下や担い手不足といった課題が深刻さを増しています。

町会の代表を委員とした「町会の課題解決に向けた検討会」を引き続き開催し、区民の視点による町会活動の活性化を行うとともに、SNSを活用した情報発信など町会のICT化を支援します。さらに、若年層や子育て世代、外国人等の町会活動への参加促進や活動の担い手育成を積極的に支援します。

〔主な事業〕 町会活動活性化支援事業／町会連合会事業への補助



社会貢献活動見本市



合同区政連絡会

施策の進捗状況を測る参考指標

成果を測る参考指標	現状値 (2021年)	目標値 (2025年)	参考値 (2030年)
「さまざまな地域活動団体やNPO、企業、大学、行政等の連携によるまちづくりが進んでいる」について、肯定的な回答をする区民の割合【%】	27.5	30.0	35.0

活動指標	現状値 (2020年)	目標値 (2025年)	参考値 (2030年)
区とNPO等との協働事業の実施数【件】	219	260	300

施策1-1-2 地域における活動・交流拠点の充実

目指すべきまちの姿

SDGsを踏まえた2030年に実現するまちの姿



○地域区民ひろばや地域活動交流センターなど地域活動の拠点において、様々な地域団体の活動や団体間の連携及び交流が活発に展開されるまち。

取組方針

SDGsの拠点としての地域区民ひろばの発展

地域区民ひろばは、地域コミュニティの活動の拠点としての機能の強化・充実が求められています。また、令和3(2021)年度時点では、22地区のうち11地区が地域住民主体のNPO法人による自主運営となっています。

今後、自主運営の推進を含め、より効果的な運営を図るために、各区民ひろば運営協議会の活動及びそれぞれの相互連携をさらに促進するとともに、人材育成の充実など組織体制の強化を図ります。また、地域区民ひろばを「SDGsの拠点」と位置付け、SDGs関連事業及び様々な地域活動を積極的に展開するとともに、隣接公園との一体的利用の促進や計画的な施設の更新などによる機能強化・充実を図っていきます。

〔主な事業〕 地域区民ひろばの推進事業／地域区民ひろばでのSDGs事業の実施／区民ひろば朝日の整備
地域区民ひろば池袋・椎名町・要の改築／地域区民ひろば朋有・南大塚の改修

地域活動拠点の機能の充実

多くの地域活動団体が、時代や社会環境の変化に応じた活動方法の見直しなどについて模索しています。

地域活動交流センターの相談業務のオンライン対応など機能の拡充や、区民集会室の利用料のキャッシュレス化など利便性を向上し、地域団体の活動の持続・発展を支援します。

〔主な事業〕 地域活動交流センター管理運営事業／区民集会室管理運営事業



地域活動交流センター

施策の進捗状況を測る参考指標

成果を測る参考指標	現状値 (2021年)	目標値 (2025年)	参考値 (2030年)	活動指標	現状値 (2018年)	目標値 (2025年)	参考値 (2030年)
「地域活動のための施設やスペースがあり、子どもから高齢者までの多様な世代が交流している」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	27.8	30.0	35.0	地域区民ひろばにおける事業実施回数【回】	20,111	21,500	24,000

